



Focus

今月のフォーカス

このページでは、今月イチオシの情報に焦点を当ててお知らせします。

「化石と自然の体験館」の発掘体験者、10万人を達成!!

平成28年4月にオープンして10年目の「化石と自然の体験館」の発掘体験者が、5月18日(日)に10万人を達成し、記念セレモニーを行いました。10万人目の体験者は、2人のお子さんと参加された市内在住の石井裕太さん！10万人目の認定証と記念品として「化石カードコンプリート版」と「サメ(ハスタリスなど)の歯の化石3点セット」をプレゼント。石井さんは「うれしいというより、びっくりした」と驚かされていました。

多くの化石を発掘することができる大人も子どもも楽しめる施設です。ぜひ体験してみてください。



左から荒井指導員・石井さんご家族・森田市長

市民限定！東松山市民感謝Day^{無料}

日8月24日(日)①午前11時～午後0時20分②午後1時25分～2時45分

対市内在住の小学生以上(小学生は保護者同伴) 定各回24人(申込順)

場・申・問7月30日(水)午前9時から電話で化石と自然の体験館へ。☎35-3892☎35-3900

化石と自然の体験館HP



問商工観光課☎21-1427☎23-7700

ウォーキング銅像「風といっしょに歩こう!」除幕式

5月31日(土)、東松山むさしロータリークラブ30周年記念として銅像「風といっしょに歩こう!」を市に寄贈いただき、除幕式が行われました。この銅像は、花とウォーキングのまちのシンボルとなるように同クラブが平成27年に東松山駅前、平成30年に箭弓町広場(ピオパーク)、そして今回は市役所前庭への設置と、東松山駅から市役所までの間をつないでくれました。皆さん、ぜひご覧ください。なお、今回の寄贈を受け、市から同クラブへ感謝状を贈呈しました。

問管財課☎21-1423☎23-2236



銅像「風といっしょに歩こう!」



銅像除幕式



感謝状の贈呈

東松山市の台所事情(第1回：支出の性質と今後の見込み)

右のグラフは、本市の令和7年度の支出予定を性質別に分類したものです。

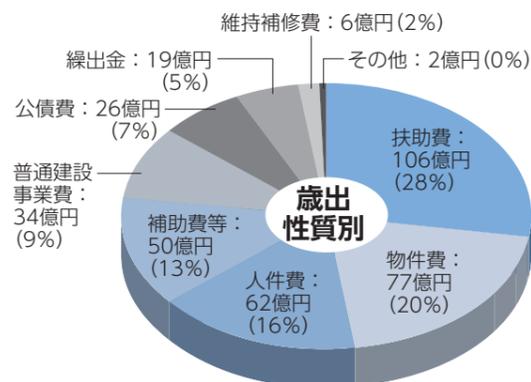
社会保障費の増加や物価高騰、施設の老朽化等の影響により、主に以下の費用について、今後も増加が予測され、市の財政を圧迫することが見込まれます。

- ・扶助費：生活保護や障害者・高齢者福祉関係等にかかるお金
- ・物件費：光熱水費や備品・消耗品、施設の維持管理等にかかるお金
- ・公債費：地方債(市の借金)の元金及び利子の返済として支払うお金

本市の令和5年度決算における経常収支比率は94.8%(県内40市中26番目)で、これは、毎年必ず必要となる支出が、市税等の経常的な財源(収入)の大部分を占めており、自由に使えるお金が少なく、大変厳しい状況にあることを意味します。

※市の全事業の抜本的な見直し等を行うことで支出の削減を図っていきます。

問財政課☎21-1413☎22-4031



市政情報

7月の納税

固定資産税(第2期)・国民健康保険税(第1期)

納期限は7月31日(木)です。口座振替の場合も、7月31日(木)が振替日になりますので、ご利用の人は前日までに残高をご確認ください。

夜間納税相談窓口

日中来庁できない人のための納税相談を行いますのでご利用ください。また、納付も受け付けます。

日7月31日(木)、8月29日(金)午後5時15分～7時

場・問収税課

☎21-1409☎23-2238

シティプロモーションロゴマークをご活用ください!



市への愛着や誇りを高めるとともに、市の魅力を広くプロモーションするため、ロゴマークを作成しました。国内では市内の子ども動物自然公園でしか会うことのできないクオッカを中心に、市のアイデンティティである「花いっぱい」や「ウォーキング」を象徴するボタン、シューズをはじめ、ハニーホワイト、梨、栗の特産品などが輪になっています。

申請不要でどなたでもご使用できますので、ぜひご活用ください。※使用にあたっては要件・遵守事項がありますので「東松山市シティプロモーションロゴマーク使用取扱要綱」を必ずご確認ください。

問政策推進課

☎21-1411

☎22-5516



市HP

市税条例等の改正

地方税法の改正等に伴い、東松山市税条例等の改正を行いました。

軽自動車税種別割の税率区分の見直し

総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の2輪の原動機付自転車について、税率を2,000円としました。

マイナ免許証の運用開始に伴う軽自動車税種別割の減免申請規定の見直し

道路交通法の改正により、運転免許証に係る情報を個人番号カードに記録したマイナ免許証の運用が開始されることに伴い、軽自動車税の種別割の減免申請の際の確認書類として、減免の対象となる車両の運転者の運転免許証に加え、免許情報記録個人番号カードを追加しました。

大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の申告手続の見直し

長寿化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置について、マンション管理組合の管理者から市に必要書類の提出があり、減額要件に該当すると認められるときは、減額措置を適用できることとしました。

加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例

これまで、加熱式たばこの紙巻たばこへの本数の換算は、重量及び小売定価を基に行っていたものを、次のとおり段階的に重量のみで行うこととします。

時期	換算本数の計算式
令和8年4月1日以後	(現行の換算本数×0.5)+(新換算本数×0.5)
令和8年10月1日以後	新換算本数

特定親族特別控除の創設に伴う関連規定に係る文言の整理

令和8年度からの個人市民税に係る所得控除として、新たに特定親族特別控除(自己と生計を一にする合計所得金額が58万円超123万円以下である19歳以上23歳未満の親族等を有する者の総所得金額等から、親族等の合計所得金額に応じて、一定の額を控除するもの)が地方税法に規定されたことに伴い、個人市民税の申告に係る規定を見直しました。

問課税課☎21-1438☎23-2238

7月は社会を明るくする運動の強調月間

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

街頭キャンペーン

保護司・更生保護女性会員を中心に、明るいまちを築くための啓発活動を行います。

日7月8日(火)午後3時30分頃から

場東松山駅前、高坂駅前

問人権市民相談課

☎21-1416☎23-2236

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

5月26日(月)に改正戸籍法が施行され、戸籍に氏名のフリガナが記載されます。同日以降、本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定のフリガナが通知されます。

本籍地が東松山市の人には、7月以降の発送を予定しています。通知のフリガナが誤っていたら、令和8年5月25日(月)までに届出をしてください。正しいときは、届出は不要です。

問市民課

☎59-9925

☎23-2234



法務省HP